

## 熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項

### 第1 趣旨

この要項は、豚流行性下痢(PED)の発生に伴い飼養する豚の死亡等により収入が減少し、経営の継続や維持が困難となる畜産農家に対し、経営の継続、維持に必要な資金を融通する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要項において熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金とは、豚流行性下痢(PED)の発生に伴い飼養する豚の死亡による減収等の経済的影響を受けた畜産農家が経営の維持・継続のための資金を借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子助成を行い、県がその経費の一部を助成する次の資金をいう。

農林漁業セーフティネット資金（以下「助成対象資金」という。）

第3に掲げる者に第4に掲げる融資機関が融通する資金で、農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通達）に定める資金。

### 第3 利子助成対象者

融資対象者は、豚流行性下痢の発生に伴い飼養する豚が死亡し、減収のため経営に影響を受け助成対象資金を借り入れる畜産農家とする。

### 第4 融資機関

助成対象資金を融通する金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び日本公庫の委託金融機関

### 第5 利子助成の限度額

#### 1 利子助成限度額

600万円

ただし、経営規模等から、貸付限度額の引き上げが必要と日本公庫が認める場合にあっては、その認めた額とする。

#### 2 利子助成期限

5年以内

#### 3 償還方法

元金均等償還とする。

#### 4 利子助成率

利子助成対象者が負担する貸付利率が、年利0.0%になるように利子助成する。

### 第6 利子助成の方法

県は、市町村が利子助成の対象者に対し助成対象資金に係る利子助成金として毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、下表A欄に定める利子補給率を乗じて算出した額を交付したときは、下表B欄に定める補助率で算出した当該交付に要する経費の一部を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより当該市町村に補助するものとする。

A 市町村利子助成率	B 県補助率
農林漁業セーフティネット資金実施要綱 第2の4に規定する利率と同額	市町村の利子助成率の2分1

#### 第7 借入手続等

- (1) 利子補給を希望する者（以下「希望者」という。）は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画を融資機関に提出するものとする。
- (2) 希望者は、融資機関から融資決定を受けた後、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金利子助成承認申請書（別記第1号様式）に融資決定通知書の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金補助対象事業承認申請書（別記第2号様式）を添えて、所轄広域本部地域振興局長又は県央広域本部長（以下「振興局長」という。）に提出するものとする。
- (4) 振興局長は、(3)の書類を受理した場合において適当と認めるときは、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金補助対象事業承認通知書（別記第3号様式）を市町村長に交付するとともに、写しを団体支援課に提出するものとする。
- (5) 市町村長は、(4)の通知を受けた場合は、速やかに希望者に熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金利子補給承認通知書を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金貸付実行報告書（別記第4号様式）を市町村長を経由して振興局長に貸付実行月の翌月5日までに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に助成対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金貸付特例償還等報告書（別記第5号様式）を市町村長を経由して振興局長に提出するものとする。

#### 第8 その他

この要項に定めるもののほか、利子助成事業の実施に必要な事項は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めによることとする。

#### 附 則

この要項は、平成26年7月15日から施行する。